

「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定（素案）について 市民の皆様からの御意見を募集します！

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」）」が改定されました。これに伴い、「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」）」改定の検討を行い、素案を取りまとめました。

このたび、素案について、市民の皆様から広く御意見を募集（パブリックコメント）します。

1 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の皆様生命及び健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう、政府行動計画を踏まえて策定する平時の準備や感染症発生時の対策を示す法定計画です。

【改定のポイント】

- ① 平成25年に策定した市行動計画を、約10年ぶりに抜本改定します。
- ② 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も想定します。
- ③ 対策項目を「準備期・初動期・対応期」の3期に分け、準備期の取組を充実させています。
- ④ 対策項目を13項目に拡充し、内容を充実させています。

2 パブリックコメントの概要

1 募集期間

令和7年10月8日(水)から11月7日(金)まで

2 素案の閲覧方法

横浜市ウェブページからご覧いただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensyoukeikaku/influkeikaku_public.html

また、意見募集期間中、以下の場所で素案及びリーフレットを配架します。

- ① 市役所市民情報センター（市庁舎3階）
- ② 医療局健康安全課（市庁舎21階）
- ③ 各区役所区政推進課広報相談係及び各区役所福祉保健課



横浜市ウェブページ

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



横浜市電子申請・届出システム

3 御意見の提出方法

① インターネット

(横浜市電子申請・届出システム)(10月8日(水)から閲覧可)
次の URL または二次元コードからアクセスし、ご入力ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/04df8084-a1e2-432d-8b7f-4973a0e322b6/start>

② 電子メール ir-influkeikaku@city.yokohama.lg.jp

③ 郵便 リーフレット付属の郵便はがき(切手不要、11月7日(金)消印有効)をご利用ください。

④ FAX 045-664-7296

※ 電子メール、FAX にて御提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案への御意見」を明記し、件名を「パブリックコメント」としてお送りください。

4 今後の予定

パブリックコメントでいただいたご意見の概要と、それに対する横浜市の考え方をまとめ、後日、横浜市のホームページ等で公表します。

お問合せ先

医療局健康安全課企画調整担当課長 山村 太郎 Tel 045-671-2468



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



Point 4 対策項目を13項目に拡充し、内容を充実

横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の構成

第1章

素案 2~3ページ

感染症危機を取り巻く状況や、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、新型コロナウイルス感染症対応での経験など、改定にあたっての背景や経緯等を記載。

第2章

素案 4~10ページ

対策の目的と、時期に応じた対策の考え方、留意事項、対策推進のための役割分担、対策項目の実効性の確保など基本的な考え方を記載。

第3章

素案 11~59ページ

各対策項目の考え方及び取組(主なものを掲載)

拡充 … 現計画の項目「サーベイランス・情報収集」を2つに分け、各々記載
新設 … 新たな項目として記載を充実

対策項目	準備期 (発生前段階)	初動期 (感染症発生段階)	対応期 (封じ込めを念頭に対応する時期以降)
1 実施体制	関係局区の役割を整理し、有事に機能する組織・応援体制を整備、訓練を実施	市対策本部・各区対策本部を設置し、総合的・効果的な対策を推進	保健所等の業務状況に応じ全庁的な応援体制の構築など、状況に応じた体制の見直し
2 拡充 情報収集・分析	衛生研究所を中心に、情報収集・分析体制を整備	国等と連携し、情報収集・分析に基づくリスク評価等を実施、有事体制へ移行	引き続き、リスク評価等を実施し、各種対策の判断につなげる
3 拡充 サーベイランス	感染症法※に基づき行う感染症サーベイランス体制を整備し、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施	国の方針等に基づき、有事のサーベイランスを開始、発生動向等を把握	有事のサーベイランスを実施、対応の切替え
4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	市民等への情報提供・共有方法を整理	科学的根拠等に基づいた正確な情報提供、リスクの共有、偽情報・誤情報等への対応を行い、市民等の適切な判断・行動を促進	市民等への積極的な広報等による情報提供
5 新設 水際対策	横浜検疫所等の訓練への参加や情報共有などによる連携・協力	国が行う検疫措置の強化等の水際対策を踏まえ、横浜検疫所等と連携・協力し、必要な対応を行う	引き続き、横浜検疫所等と連携・協力し、必要な対応を行う
6 まん延防止	基本的な感染対策の普及	市内でのまん延防止対策を準備	まん延防止対策を実施 ・対象別(患者や濃厚接触者への対応、市施設等の使用制限に伴う運用の整理・対応等) ・時期別(封じ込めを念頭に対応する時期等)
7 新設 ワクチン	国や医療機関等の関係機関と連携し、人員や会場等の接種体制の構築に向けた準備	国の方針を踏まえ、接種会場や医療従事者の確保など接種体制を構築	・国の方針を踏まえた接種を実施 ・接種スケジュールなどの情報を市民等へ提供
8 医療	感染症予防計画に基づき、市民病院や関係機関と連携し、医療提供体制を整備	市内の医療機関への情報提供・共有、関係機関と連携し、医療提供体制を確保	関係機関と連携し、時期に応じた医療提供体制を構築
9 新設 治療薬・治療法	国の実施する研究開発等に必要に応じて協力	国等から共有された国内外の治療薬や治療法の研究開発動向等を医療機関等に周知	引き続き、国が示す診断・治療情報や診療指針等を、必要に応じ医療機関等に周知、その活用について調整等を行う
10 新設 検査	衛生研究所は、国等の関係機関と役割分担を確認し、有事における検査体制を整備	衛生研究所は、保健所等と連携し、迅速かつ的確な検査を実施	状況の変化に応じて、国等の方針等に基づき、検査体制を見直し、検査を実施
11 新設 保健	応援職員やアウトソーシングで対応する業務の仕分けの検討などを準備	国の要請を踏まえ、想定される業務量に対応する人員確保など、保健所等における有事体制への移行を準備	・感染症有事体制を確立、検査体制を拡充 ・時期に応じた感染症対応業務を実施
12 新設 物資	必要な備蓄を計画的に実施し、定期的に確認	・個人防護具等の備蓄状況を確認 ・医療機関等において個人防護具等が不足し、医療提供体制等に支障が生じるおそれがある場合、国等と連携しながら必要な対応を行う	・個人防護具等の備蓄状況を確認 ・医療機関等において個人防護具等が不足し、医療提供体制等に支障が生じるおそれがある場合、国等と連携しながら必要な対応を行う
13 市民生活・経済の安定の確保	平時からマスク、生活必需品等の備蓄など必要な準備を市民等へ勧奨	市民等への感染防止策、事業者への事業継続又は自粛等の準備などを周知	・生活支援を要する者への支援などを実施 ・国の方針等を踏まえ、事業者支援を実施

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



下の郵便はがきに
「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画改定(素案)」
への御意見を御記入ください。
11月7日(金) 消印有効

御意見のある項目に☑を入れてください。(複数選択可)

☐ 第1章 ☐ 第2章 ☐ 第3章 ☐ その他

(第3章を選択した場合は、御意見のある以下の項目にも☑を入れてください。(複数選択可))

☐ 1.実施体制 ☐ 2.情報収集・分析 ☐ 3.サーベイランス
☐ 4.情報提供・共有、リスクコミュニケーション
☐ 5.水際対策 ☐ 6.まん延防止 ☐ 7.ワクチン ☐ 8.医療
☐ 9.治療薬・治療法 ☐ 10.検査 ☐ 11.保健 ☐ 12.物資
☐ 13.市民生活・経済の安定の確保

「御意見」

用語集

素案 60~66ページ